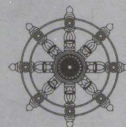


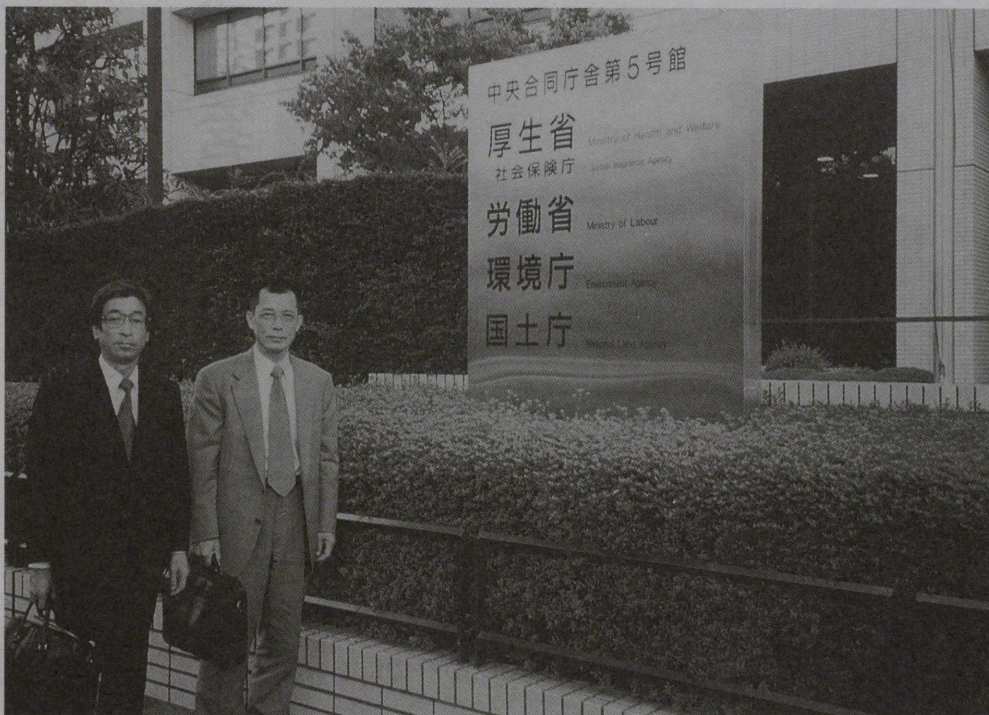
全仏

ZENBUTSU



453

仏暦2542年11月 (1999年)
財団法人 全日本仏教会
JAPAN BUDDHIST FEDERATION



墓理法規則改正に関し厚生省と折衝 (関連記事 4～8頁)

都道府県仏教会負担金検討委員会
戒名(法名)問題に関する研究会

都道府県仏教会 負担金検討委員会



都道府県仏教会負担金検討委員会 9月29日 於明照会館

九月二十九日正午より、明照会館会議室に於いて、都道府県仏教会の負担金検討委員会が開催された。

前回の都道府県仏教会代表者会議で本検討委員会の設置の承認と委員が選出され、今回の開催となったもので、都道府県仏教会の負

担金額の設定基準等について事務総局より説明の後、検討に入った。
その結果、当面は現行の基準とするものの、今後は格差の是正につとめ、未組織・未加入の県仏教会の育成と支援に力を入れて行くことになった。

戒名(法名)問題に関する研究会



戒名(法名)問題に関する研究会 9月14日 於明照会館

九月十四日午後二時から、明照会館会議室で、第四回戒名(法名)問題に関する研究会が開催された。

全日本仏教会ホームページ

<http://www.jtvan.co.jp/~jbf>

内 容

- ・全日本仏教会からのおしらせ
- ・加盟団体一覧(加盟団体ホームページへのリンク有)
- ・改定宗教法人法に伴う宗教法人の備え付け・提出書類書式のダウンロード
- ・『全仏誌』より
- ・関連団体URL集 など



※全日本仏教会のメールアドレスが下記に変更になりました。

jbf@opal.famille.ne.jp

前回に続き、戒名をめぐる問題について熱心に討議検討が行われ、来年一月に開催予定の理事会に研究会としての答申案を提出することが決められた。

ルンビニー委員会



ルンビニー委員会 9月27日 於真言宗智山派宗務庁

九月二十七日午後一時半より、真言宗智山派宗務庁会議室に於いて、ルンビニー委員会が開催された。

蓮事務総長の挨拶の後、前回の懸案事項であるネパールルンビニー開発トラスト（LD T）から呈示されたマヤ堂復元の協定書再修正案に対する本案の審議に入った。

今までの経緯を踏まえ、LD Tに対して当事者としての責任と応分の負担を求めた内容を加味した案とし、早急に成文化した文書を

送り、合意と早期着工を目指し、交渉努力していくことになった。

税務委員会

九月二十九日午後二時から、明照会館会議室で、第二回税務委員会が開催された。

蓮清典事務総長、瀬古眞隆委員長の挨拶に続き、「ペイオフによる寺院経済への影響」と題し、日興証券(株)リテール推進事業部の吉田毅氏により、現在の日本経済の状況説明、寺院資産運用保護等について多角的な立場から詳細に講演が行われた。



税務委員会 9月29日 於明照会館会議室

全日本仏教会 無料法律相談室

全日本仏教会では、長谷川正浩弁護士による、本会関係者を対象とした無料法律相談室を開設しています。

相談内容は、寺院運営をめぐる諸問題、税務、一般民事等、ご自由ですが、現在、宗教法人法の改定に伴い、相談件数が増えています。相談をご希望される方は、必ず電話で予約をお願いいたします。

日時 原則として毎月第二・第四木曜日

午後一時～

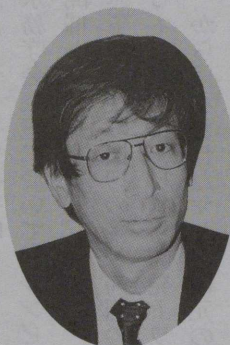
場所 明照会館

(東京都港区芝公園四一七四)

予約 全日本仏教会事務総局

〇三―三四三七―九二七五

墓埋法規則の改正について



全日本仏教会顧問弁護士

長谷川正浩

墓地埋葬等に関する法律（以下墓埋法という）の施行規則（以下規則という）が平成十一年三月二十九日に改正・公布され、同年五月一日から施行された（但し後述の第七条関係は十月一日から施行）。

本稿は、改正事項を紹介し、一部にあった疑問点について全日本仏教会が文化庁宗務課や厚生省生活衛生局企画課と連絡をとり疑問点の解消をはかったことをお知らせするものである。

一、改正内容の紹介

1、通常の改葬手続きについて

申請書記載事項に新たに死亡者の「住所」が加わったほか、申請者はその住所・氏名・死亡者との続柄のみならず新たに「墓地使用者又は、焼骨収蔵委託者」（以下墓地使用者等という）との関係を記載しなければなら

なくなった。そして墓地使用者等以外の者が改葬の申請をするときは「墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本」を添付しなければならぬとされた。

従来墓地使用者等に無断で改葬が行われ、改葬後発生するかもしれない改葬者・墓地経営者と墓地使用者間の紛争を未然に防ぐことが意図されている。墓地使用者等以外の申請者として考えられる者は、土地区画整理事業、道路工事等の施行者、経営者、管理者、土地使用者以外の縁故者等がある。

2、無縁の改葬手続きについて

従来無縁について特別の改葬手続きを要したのは墳墓に埋葬された死体又は埋蔵された焼骨の改葬に限られていたが、新たに「納骨堂に収蔵された焼骨」が加わった。つぎに「当

該土地の使用に関する権利が相当法令の規定に基き公に消滅させられ又はその消滅が公に確認されていないなければならない。」との要件が削除された。

これは土地収用法等による権利の収用が行われた場合とか、相続人が不存在の場合とかが考えられると説明されていたが（例えば厚生省生活衛生局企画課監修「逐条解説墓埋法」等に関する法律」（以下逐条解説という）改訂版二十六頁）、実際はこの要件に該当しない場合でも改葬許可が行われるのが実務の取扱いであった。墓地使用权が公に消滅させられたり、その消滅が公に確認されていることは極めて稀であるから、これを厳格に解すると無縁の改葬はほとんど不可能であった。削除は実務を踏襲したものである。

三番目は「墓地使用者及び死亡者の本籍地及び住所地の市町村長に対して縁故者の有無を照会し、無い旨の回答を得ることは不必要とされた。市町村長がこの回答をすることは至難の技である。無いことの証明は悪魔の証明といわれほとんど不可能に近い。市町村は有と回答するほか、有か無か不明ということにならざるを得ない場合が殆どであり、それが削除された理由であると思われる。

四番目は「二種以上の日刊新聞に三回以上の広告をすること」が削除された。これによ

って数百万円の広告費用が節約されることになった。

五番目は右の代わりに「官報に掲載し、かつ無縁墳墓や納骨堂の見やすい場所に立札を一年間提示すること」とされた。そして改葬許可申請書に「この官報の写しや立札の写真とともに無縁墳墓や納骨堂の写真や位置図を添付すること」になった。

今まで全く効果のないにも拘わらず数百万円の費用を必要とする日刊紙の公告を行う必要がなくなったことは大歓迎である。これによって無縁の改葬を躊躇したり、隠密裡に改葬することはなくなるであろう。

3、分骨手続について

従来も、分骨しようとする者は、墓地又は納骨堂の管理者にその焼骨の埋蔵又は収蔵の事実を証する書面を請求してその交付をうけ、これを新しい墓地や納骨堂の管理者に提出しなければならなかった。今回の改正で新しく「この分骨手続きが火葬場でも行うこと」ができるようになった。

全 仏

今までも火葬場で分骨を事実上行ってきたのであるが、喪主や祭祀承継者が拒絶すると不可能であったし、分骨証明を発行してもらえなかった。これによって喪主や祭祀承継者が反対しても火葬場での分骨が可能となり、かつ分骨証明を火葬場でも発行することにな

ったので、分骨された焼骨を埋蔵、収蔵することが可能になった。

4、墓籍・納骨簿の記載事項について

従来「管理者は死亡者や墓地使用者・焼骨委託者の状況を明らかにした墓籍・納骨簿を備えつけなければならない」とされていたが、これらの帳簿の記載事項は不明確であった。改正規則はこれを明らかにして「①墓地使用

者等の住所及び氏名②死亡者の本籍、住所、氏名③死亡者の性別④死亡年月日⑤埋葬若しくは収蔵又は収蔵の年月日⑥改葬の許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者との関係⑦改葬の場所及び年月日を記載すべきである」とされた(第七条一項)。

5、財務に関する書類の備えつけについて

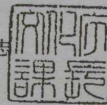
「墓地や納骨堂の管理者は、墓地・納骨堂

別紙1 墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部改正について(照会)

11 文宗第 74 号
平成 11 年 9 月 24 日

厚生省生活衛生局企画課長 殿

文化庁文化部宗務課長
戸 渡 速 志



墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部改正について(照会)

墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年厚生省令第24号。以下「施行規則」という。)につきましては、先般、墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成11年厚生省令第29号)により改正が行われたところでありますが、これに伴い、当庁所管の宗教法人法(昭和26年法律第126号)と貴省所管の墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「墓埋法」という。)及び当該改正後の施行規則(以下「新施行規則」という。)との関係で、下記事項に関し疑義が生じていますので、至急御教示御回答を願います。

記

1. 新施行規則第7条第2項にいう「墓地等の経営に係る業務に関する(以下「墓地業務に関する」という。)財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の財務に関する書類(以下「財務関係書類」という。)」の作成の義務について、宗教法人は、宗教法人法の定めに従うものであり、墓埋法及び新施行規則により作成を義務付けられるものではないと解してよいか。
2. 墓埋法第15条第2項及び新施行規則第7条第2項に基づく閲覧請求の対象となるのは、墓地業務に関する財務関係書類に限られるものであり、宗教法人の規則に公益事業としての墓地経営に関する規定がなく、墓地業務に関する財務関係書類を作成していない場合は、墓埋法及び新施行規則上、墓地等の管理者に当該財務関係書類に係る備付け義務及び閲覧請求に応じる義務は生じないものと解してよいか。

の経営者の作成したその経営にかかる業務に関する財務書類を備えつけること」が新たに義務づけられた(第七条二項)。右の財務に関する書類の例示として「財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書」が掲げられている。

二、改正内容の疑問点

これらの改正事項はおおむね歓迎されるべき内容である。とりわけ無縁の改葬手続きについて日刊紙による公告手続きが廃止されたことは喜ばしい。公告に数百万円もかかるようでは容易に改葬手続きができる筈もなく、いきおい秘密裡にやることになったり、手つかずにすておいたりすることになっていて、寺院にとつてうしろめたさの原因になっていた。これが解消することになってこれから墓地整備も大いにすすむことになるだろう。

ところが、第七条二項により墓地・納骨堂の経営にかかるとして、財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書の作成が寺院墓地にも義務づけられということであれば、全国八万ヶ寺のほとんどに寺院墓地が存在する以上、改正規定の遵守は不可能に思われた。先の宗教法人法改定の折、それまで義務付けられていた財産目録等の備付けについても、これを全うさせるために相当な時間を要したことを思えば、六ヶ月という期間は余

別紙2 墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部改正について(回答)

衛 企 第 2 9 号
平成11年9月27日

文化庁文化部宗務課長 殿

厚生省生活衛生局企画課長

墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部改正について(回答)

平成11年9月24日付け11文宗第74号で照会のあった標記については、下記のとおり回答する。

記

1.、2. ともにお見込みのとおりである。

なお、宗教法人についても、墓地等の経営主体であれば、使用者保護の観点から、墓地等の経営の安定性、永続性の確保が要請される。したがって、墓地等を経営する宗教法人の適正な運営の指導等に当たっては、この点につき十分に御配慮願いたい。

りにも短い。それだけではない。寺院墓地は規模が小さく墓地のみの経営では独立して採算がとれない。檀信徒が墓地使用者である寺院墓地の経営は宗教活動を含む寺院全体の経営と一体化しており、布施収入によって維持されている。このため、墓地のみの財務書類の作成は困難

なことである。従って財務に関する書類の作成義務は墓理法施行規則により課されるものではないことを確認することが必要と考えられた。しかも、これらの財務書類は墓理法第十五条二項によって閲覧請求権の対象になる。宗教法人法における備え付け書類の閲覧は「正当な利益が

あり」かつ「不当な目的のない」者に限られている(宗教法人法第二十五条三項)。墓理法はこのようなしほりがかけられていない。この点においても今回の改正は齟齬することになる。

三、疑問点の解決にむけて

そこで全日本仏教会はまず文化庁宗務課に相談した。文化庁宗務課は今回の墓理法規則改正について事前に何らの相談をうけていないことが判明した。墓地経営は原則として地方公共団体とされ、それにより難しい場合には公益法人等であるとされている(逐条解説、改訂二版四十二頁)。事実全国八万ヶ寺の大半は寺院墓地を経営している。墓地を営んでいる神社も少なからず存在する。厚生省は、どうして宗務課に相談しなかったのだろうか。

宗務課では宗教法人室が中心となって厚生省生活衛生局企画課と相談されたようだ。この相談は七月から九月下旬までかかっている。この間全日本仏教会としても独自に厚生省生活衛生局企画課と面談し実情を説明して厚生省の解釈を確認した。

その後、宗務課長から厚生省生活衛生局企画課長に別紙1のような照会が行われ、同課長から宗務課長に別紙2の回答がされた。これに基づいて宗務課から各都道府県宛に別紙

3のとおり通知がされたのである。

右の趣旨を端的に言えば、「檀信徒に墓地使用者や収蔵委託者を限定している寺院墓地・寺院納骨堂は、財務に関する書類の作成義務が課されるものではない。」というものである。但し寺院が経営する墓地・納骨堂であっても宗教法人法第六条という公益事業として

て行う、いわゆる宗旨・宗派を問わない霊園・納骨堂については、これらに固有の財務に関する書類が墓理法第十五条二項による閲覧請求権の対象となることに注意しなければならない。

このようにして全日本仏教会の所期の目的は達成された。

別紙3 墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

事 務 連 絡
平成 11 年 9 月 28 日

各都道府県
宗教法人事務担当課 御中

文化庁文化部宗務課

墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年厚生省第24号。以下「施行規則」という。)につきましては、先般、墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成11年厚生省令第29号)により改正が行われたところでありますが、これに伴い、当庁所管の宗教法人法(昭和26年法律第126号)と厚生省所管の墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)及び当該改正後の施行規則との関係で疑義が生じたため、厚生省に対し別添のとおり照会を行い回答を得ておりますので、参考までにお知らせします。

なお、別添の照会・回答文書は厚生省から都道府県等の墓理、埋葬等に関する法律の事務を所管する部署に連絡される予定であることを申し添えます。

墓理法改正に関し

厚生省と折衝

九月十四日午後、吉橋財務部長と長谷川本
 会顧問弁護士は厚生省へ赴き、先般改正され
 た「墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一
 部を改正する省令」の内容について、「宗教
 法人法」との間の齟齬が生じているとする全
 日本仏教会としての見解を詳細に説明し、厚
 生省の見解を求めた。

その結果、九月二十七日付、文化庁文化部
 宗務課長宛の、厚生省生活衛生局企画課長名
 の文書で、墓地経営業務に関する書類作成の
 義務、及び閲覧請求については、宗教法人は
 宗教法人法の定めに従うものとの回答を得た。
 (詳細は本号、長谷川本会顧問弁護士の記事
 参照)

事務局録事

十月

- 二日 本願寺築地別院記念法要参列
- 六日 日弁連シンポジウム出席
- 十日 立正佼成会開祖葬儀参列
- 十二日 日宗連宗教と税制シンポジウム
- 十三日 理事会
- 十四日 法律相談室

- 二十日 局内会議
- 二十一日 日宗連理事会
- 二十六日 埼玉県佛教徒大会出席
- 二十七日 同和委員会
- 二十八日 同和研修会
- 法律相談室

哀悼

- 中村 元氏 (全仏元副会長)
十月十日遷化 八十六歳
- 東大名誉教授
- 若槻修道師 (全仏元理事長)
十月十一日遷化 九十二歳
- 曹洞宗元宗議会議長

謹告

これまで、年末に頒布してまいりま
 した『全仏手帳』は、本年度(一九九
 九年度)の版をもちまして、終了とさ
 せていただきます。
 長年のご愛顧に感謝申し上げます。

仏旗・バッチ 頒布御案内

- 大仏旗 たて一四〇cm×よこ二二〇cm
三三、〇〇〇円
- 中仏旗 たて九〇cm×よこ一三五cm
一八、〇〇〇円
- 小仏旗 たて七〇cm×よこ一〇〇cm
九、三〇〇円
- 手旗 たて三五cm×よこ五〇cm
八、〇〇〇円
- 法輪旗 たて九〇cm×よこ一三五cm
七、四〇〇円
- 仏旗バッチ 二cm×四・五cm
五〇〇円
- 法輪バッチ 直径一cm
一、〇〇〇円

お申し込み

全日本仏教会財務部

電話 〇三―三三四三七―九二七五
 FAX 〇三―三三四三七―三三二六〇